東京都 産業労働局 観光部長 築田 真由美 殿

一般社団法人全国旅行業協会 東京都支部 支部長 村 山 吉三郎 一般社団法人東 京 都 旅 行 業 協 会 会 長 村 山 吉三郎

## 東京都の中小旅行業者に対する支援のお願いについて

平素より当協会事業に格別のご指導とご支援を賜っておりますことに、改めまして厚く御礼申し上げます。

さて、東京の旅行業者は、昨年よりの新型コロナ感染症拡大以来、政府の GoTo トラベル事業や「もっと楽しもう! Tokyo Tokyo」都内観光促進事業などの恩恵をほとんど受けられない状況にあります。そして効果も十分に届かないうちに、昨年 11 月末より多くの期間が緊急事態宣言、まん延防止等重点措置下にあり、さらに今回 4 度目の緊急事態宣言発令によって、再び昨年春~夏頃と同様の 2 年越しの需要消失となっております。期待していた夏のシーズン到来と同時の緊急事態宣言の発令となり旅行業者にとっては非常に困難な状況におかれているというのが実情で、最も厳しい経営環境下にあるといっても過言ではありません。

私たち旅行業者は観光庁指導の「旅行業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を遵守し、安全、安心な旅を実施、需要構造の変化に対応した新しい旅行形態を取り入れる努力を行っております。

旅行業者は、殆んど需要消失という状況にあって、雇用調整助成金の特例措置や持続化給付金、資金繰り支援等の国や自治体の助成措置によって、かろうじてその命脈を保っているというのが現状です。

旅行業者の送客するホテル・旅館業の宿泊分野にとどまらず、旅行業者の送客する貸切バス、貸切タクシー、ドライブイン、団体食事施設、飲食・土産販売などを含めた総合的な支援策を、緊急事態宣言発令、政府のキャンペーンが軌道に乗るまでの間、是非緊急的な支援の実施をいただきますようお願い申し上げます。

貴東京都におかれましては、感染状況が予断を許さない中で、その防止対策に全力で取り組んでおられるものと拝察申し上げますが、どうか、このような東京の旅行事業者の苦境にもご理解いただき、下記の支援の拡充・強化を図って頂きたく切にお願い申し上げます。

1.7月12日から8月22日の期間において緊急事態宣言発令に伴い、東京都より支給いただいている中小企業、個人事業主に対する休業協力に対しての東京都休業協力金について旅行業者は対象外になっております。

旅行業者は政府による緊急事態宣言および東京都による他県をまたぐ移動の自粛要請が発出され、帰省や夏の旅行など一番の書入れ時に旅行需要が消失し、旅行業を営む 我々に取っては死活問題です。

また、収束までの見通しが立たず、本格的な回復まで長期化が予想され、中小旅行業者では正社員、契約社員、アルバイト、従業員家族も含め多くの人々に影響が及んでいます。つきましては中小旅行業者に対する支援として持続化給付金、事業自粛支援金のような補償の給付金のご検討をお願い申し上げます。

- 2. 緊急事態宣言やまん延防止措置などにより移動の自粛が求められ、旅行業者は個人 旅行をはじめ教育旅行および団体旅行などの中止要請による深刻な影響を受ける事 業者であり、夏休みなどの旅行にも影響が出ています。
  - 一方飲食店は休業要請を受けることで一定の休業補償の対象となっております。 是非取消料相当額を旅行業者に補償を頂きたくお願い申し上げます。
- 3. 緊急事態宣言解除後、感染防止対策としてバス旅行の実施にあたり、乗車定員を半減した利用時の一定額の補助金、PCR 検査の感染対策を講じた場合のコロナ対策補助金等のご検討をお願い申し上げます。
- 4. 職場旅行などの支援による団体旅行の需要創出

中小旅行業者の取引形態は、観光を主目的とする職場旅行や団体旅行が中心です。コロナ禍の中で頑張っている企業の職場旅行などを取り扱う中小旅行業者のみならず宿泊業者、貸切バス業者などの観光事業者にとって不可欠な事業です。

中小旅行業者の受注機会の確保、落ち込んでいる観光事業者の回復のため、観光を目的とする職場旅行を引続き、「Go To トラベル事業」や「都内観光促進事業・もっと楽しもう! Tokyo Tokyo」の支援の対象にするなど、団体旅行の需要創出についてお願い申し上げます。

<u>緊急事態宣言解除後、支援事業の対象には東京都知事登録旅行業者を通しての取扱いに限る、など中小旅行事業者が関われる支援事業</u>となりますようご検討をお願い申し上げます。

- 5. 旅行が各地域の宿泊、飲食、交通、物産店等観光産業がもたらす経済効果は言うまでもなく大きく、政府が推奨するワクチンを 2 回接種完了した都民には「ワクチン接種証明書」の制度導入および「ワクチンパスポート」を滞りなく速やかに発行下さいますよう各市区町村に周知頂きたくお願い申し上げます。
- 6. 感染対策マニュアルを遵守している宿泊、飲食、交通機関を利用する事を条件にする等、圏外旅行の奨励をお願い申し上げます。
- 7. 昨年施行された日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を利用した旅行業者は、某金融機関に再度融資の申し入れしたところ融資を断られた事例が多々あります。長期化するコロナ禍、融資条件の緩和、返済条件変更等の特別処置をお願い申し上げます。
- 8. 団体旅行を主要な顧客層としている当協会の会員は開店休業状態にあります。 今年に入りほぼ緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置下にあり、旅行需要低迷 の長期化が避けられない状況です。

会員の存続、社員、添乗員の雇用を守るため受託可能な事業(飲食店及び施設の感染防止対策点検・ワクチン接種補助等)がございましたら是非とも当協会を優先していただきたくお願い申し上げます。

お願いごとでばかり大変恐縮ですが、旅行業者を「たすけて」下さい。

以上